

# 避難確保計画について

～危機への備え～

神戸市危機管理室

令和6年3月

係長 栲山 裕貴



## 本日のテーマ

### 1. 災害の激甚化

(猛烈な雨の頻度増加、近年の災害発生状況)

### 2. 危機に備える

(避難確保計画作成、計画に基づく訓練実施の義務化)

# 本日のテーマ

## 1. 災害の激甚化

(猛烈な雨の頻度増加、近年の災害発生状況)

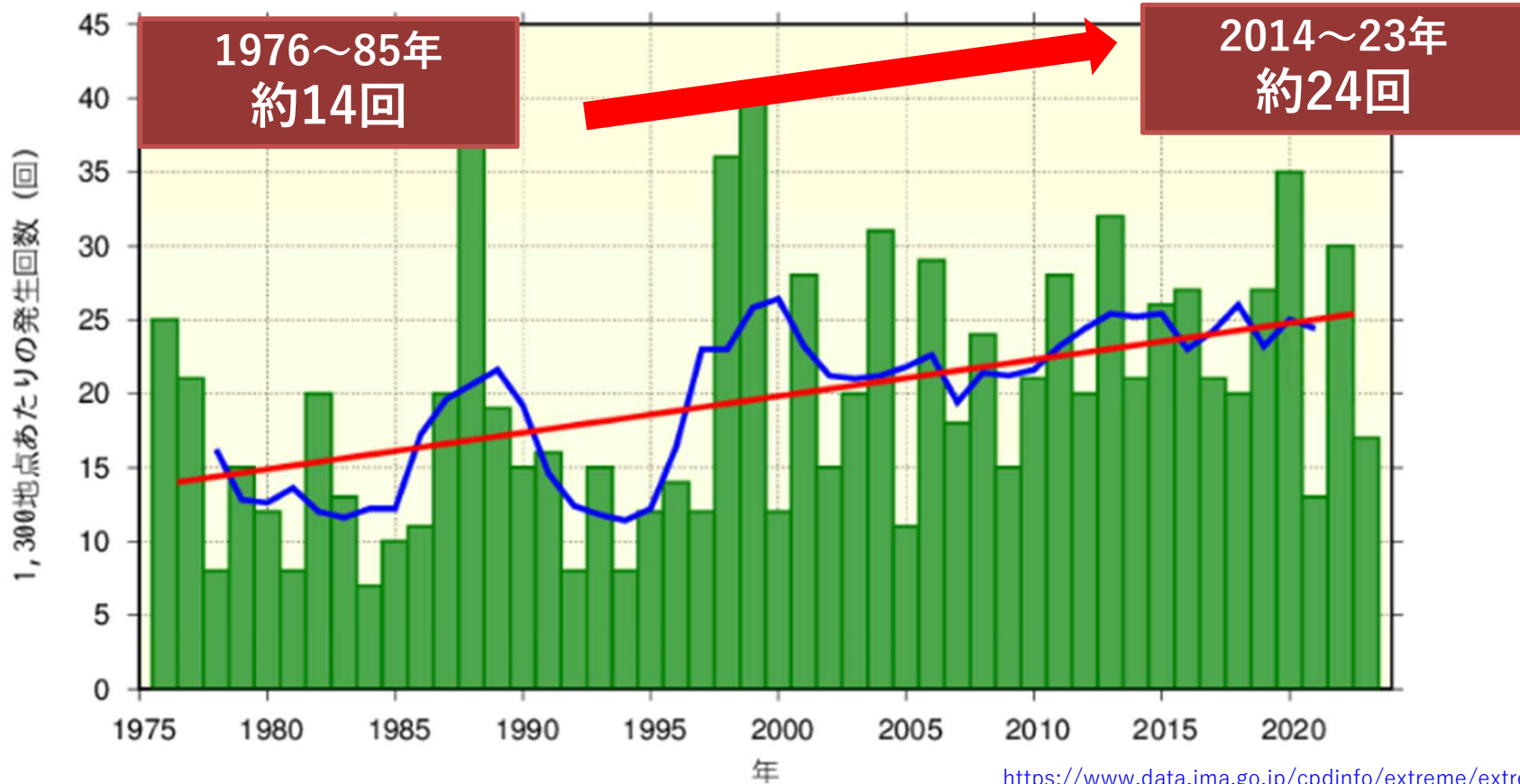
## 2. 危機に備える

(避難確保計画作成、計画に基づく訓練実施の義務化)

# 1.災害を振り返る ～猛烈な雨の頻度増加～

1時間80mm「猛烈な雨」  
年間発生回数（全国1300地点あたり）

[全国アメダス] 1時間降水量80mm以上の年間発生回数



# 1.災害を振り返る ～近年の災害発生状況～

- 2020年(令和2年)7月豪雨 死者84名  
洪水・土砂災害により、熊本県などに甚大な被害
- 2018年(平成30年)7月豪雨(神戸市)  
灘区で大規模な土砂災害が発生



八代市坂本町(鎌瀬地区)



芦北町(海路地区)



球磨村(神瀬地区)



球磨村(大坂間地区)



<https://kumariver-r0207archive.jp/overview/detail/chapter2-3.html>より引用



# 本日のテーマ

## 1. 災害の激甚化

(猛烈な雨の頻度増加、近年の災害発生状況)

## 2. 危機に備える

(避難確保計画作成・計画に基づく訓練実施の義務化)



## 2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施の義務化～

### 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川が氾濫する可能性のある区域を指す。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

### ！法改正のポイント！

2017年(平成29年)6月改正

- 避難確保計画の作成・市長への報告
- 年1回以上の計画に基づく訓練の実施
- ⇒義務

2021年(令和3年)7月改正

- 計画に基づく訓練実施の市長への報告
- ⇒義務 (毎年の報告が必要です!)

[https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/about\\_suibou02.pdf](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/about_suibou02.pdf)より引用

施設が警戒区域（土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域・高潮浸水想定区域）に立地するかどうかについては、「くらしの防災ガイド」や「神戸市Web版ハザードマップ」、「高潮浸水想定区域図（兵庫県HP）」でご確認ください。

※神戸市HP「避難確保計画」でも該当施設一覧を掲載しています。

## 2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施の義務化～

### ○避難確保計画とは

- 洪水、高潮、土砂災害等による被害が発生する恐れがある場合における **利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るための項目を定めた計画

### ○記載項目

- 防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置等



避難確保計画用高層建築物チェックリスト

| チェック対象施設名        | チェック担当者名   | チェック日 | 評価 |
|------------------|--|-------|----|
| 計画の項目            | チェック項目   | チェック  | 評価 |
| 防災体制、誘導          | ①施設内の所在する想定における、発生するおそれのある周辺の危険土砂災害に関する情報や避難誘導を収集・伝達する体制が定められているか。 | ○     | ○  |
| 集及び伝達            | ②警戒レベル①（避難準備・高齢者等避難開始）の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか。                | ○     | ○  |
|                  | ③警戒レベル②（避難準備・高齢者等避難開始）発令の段階で、場合でも避難の準備ができるよう、避難の器材材料が設定されているか。     | ○     | ○  |
| 避難誘導             | ④避難先は避難の安全性が確保された場所に設定されているか。                                      | ○     | ○  |
|                  | ⑤避難開始までの避難経路や移乗手段などがリストアップ等確保された実用可能なものになっているか。                    | ○     | ○  |
|                  | ⑥必要に応じ、地域の能力が得られる体制が準備されているか。（監視室や防災室など、緊急時に助けを求める連絡先が記載されている等）    | ○     | ○  |
| 避難の確保を図るための施設の整備 | ⑦洪水や高潮、土砂災害に関する情報や避難準備を入手するための設備が備わっているか。                          | ○     | ○  |
|                  | ⑧避難に備わっていることが設定されている場合、そのために必要な設備が整備されているか。                        | ○     | ○  |
|                  | ⑨屋内安全確保を行う場合に備え、施設内の構内に必要な物資が確保されているか。                             | ○     | ○  |
| 防災教育と訓練          | ⑩適切な時期に必要な教育・訓練の実施が図られているか。  | ○     | ○  |
| 自衛体の整備（設置した場合のみ） | ⑪自衛体の整備が設置されている場合、その整備内容が規定された計画に記載されているか。                         | ○     | ○  |

※ 必要に応じて、最低1年1回に定める。

神戸市HPで計画のひな形やチェックリスト、訓練実施報告書様式、提出方法について掲載しています

※神戸市HPで「避難確保計画」と検索



## 2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施の義務化～

### よくあるご質問とその回答（抜粋）

#### ○避難確保計画は1度だけ作成すれば良いの？

⇒各施設が立地する警戒区域（洪水、高潮、土砂災害）の種別ごとに作成する必要があります。例えば、洪水と高潮の浸水想定区域に立地している場合は、洪水と高潮の2種類の計画作成する必要があります。

#### ○神戸市への訓練実施の報告は1度だけ行えば良いの？

⇒計画に基づく訓練は毎年実施する必要があります。そのため、実施報告も毎年することが義務になっています。

## 2.危機に備える ～避難確保計画作成・訓練実施の義務化～

訓練実施報告書

令和 年 月 日

神戸市長あて

届出者（要配慮者利用施設の所有者・管理者）

住所

氏名

電話（ ）

連絡先担当者

氏名

避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を実施しましたので提出します。

|        |  |      |       |   |
|--------|--|------|-------|---|
| 施設の名称  |  |      |       |   |
| 施設の住所  |  |      |       |   |
| 訓練実施日  | 令和 年 月 日   |      |       |   |
| 訓練参加人数 | 施設管理者<br>(従業員等)                                    | 人    | 施設利用者 | 人 |
| 訓練想定   | 土砂災害想定（ 図上・実動・図上及び実動 ）訓練<br>※3つのうち、どれか一つを選択してください。 |      |       |   |
| 特記事項   |  |      |       |   |
| ※受付欄   |  | ※経過欄 |       |   |
|        |  |      |       |   |

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。  
2 ※欄は記入しないこと。

避難確保計画をすでに作成している  
施設にも毎年の義務があります！

- 訓練実施報告  
神戸市HP「避難確保計画」内に  
訓練実施報告書のひな形を掲載
- 訓練実施  
避難確保計画に基づく訓練を実施
- 神戸市への提出方法（計画等提出も同じ）  
メールまたは郵送  
～メール送付の場合～  
[hinan\\_kakuho@office.city.kobe.lg.jp](mailto:hinan_kakuho@office.city.kobe.lg.jp)  
～郵送の場合～  
神戸市中央区加納町6-5-1  
危機管理室 避難確保計画担当 宛

訓練実施報告書 ひな形

# 参考：「神戸市 リアルタイム防災情報」の運用開始

## 神戸市 リアルタイム防災情報

小 中 大

言語を選択

### 緊急情報

履歴

緊急情報はありません。

### お知らせ

一覧

お知らせはありません。

|     |     |    |     |     |    |     |     |     |    |
|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 神戸市 | 東灘区 | 灘区 | 中央区 | 兵庫区 | 北区 | 長田区 | 須磨区 | 垂水区 | 西区 |
|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|

### 避難情報

履歴

#### 避難情報（発令中）

#### 警戒レベル5 緊急安全確保

| 対象区域名        | 発令日時             | 対象世帯数  | 対象人数   |
|--------------|------------------|--------|--------|
| 東灘区の土砂災害警戒区域 | 2024/02/16 10:05 | 5,505  | 11,450 |
| 中央区の土砂災害警戒区域 | 2024/02/16 10:08 | 6,773  | 10,972 |
| 緊急安全確保合計     |                  | 12,278 | 22,422 |

#### 警戒レベル4 避難指示

| 対象区域名        | 発令日時             | 対象世帯数  | 対象人数   |
|--------------|------------------|--------|--------|
| 須磨区の洪水浸水想定区域 | 2024/02/14 10:15 | 5,805  | 11,566 |
| 垂水区の洪水浸水想定区域 | 2024/02/14 10:11 | 3,650  | 7,024  |
| 避難指示合計       |                  | 9,455  | 18,590 |
| 発令合計         |                  | 21,733 | 41,012 |

※赤字部分は24時間内に発表された情報です。

防災行政無線の放送履歴は、以下をご参照ください（該当項目へ移動します）

○"防災行政無線 放送履歴"

### 警報 注意報

2024/02/16 12:00 発表

暴風特別警報 大雨警報（土砂災害、浸水害） 洪水警報 雷注意報 波浪注意報（暴風）

### 土砂災害 警戒情報

2024/02/16 12:00 発表

土砂災害警戒情報

2024/02/16 12:40 発表

震源地：兵庫県南西部

震源の深さ：10 km

マグニチュード：M9.0

震害情報

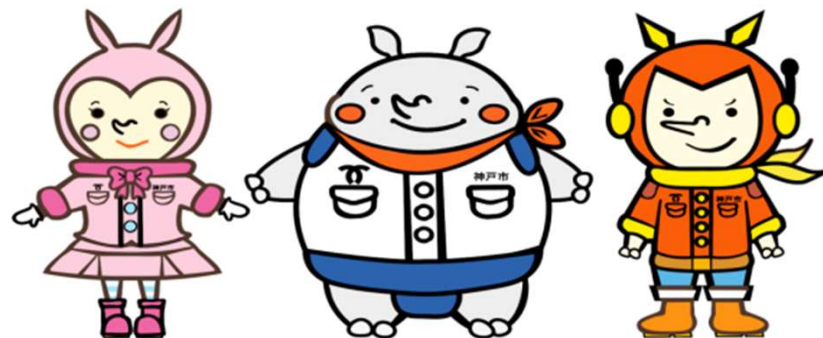


<https://city-kobe.my.salesforce-sites.com/>

さいごに

ありがとうございました。

**BE KOBE**



神戸市防災啓発キャラクター  
「どすこい防サイくん」とその仲間たち